

産業チェーン・サプライチェーン安全に関する規定
— 日系企業に対する影響と対応 —

2026 年 9 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、長島・大野・常松法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2026年3月31日、中国国務院は「産業チェーン・サプライチェーン安全に関する規定」（以下「本規定」という）を公布し、即日施行した。本規定は、原材料、技術、設備、製品の安定的な生産と流通を国家安全の問題として明確に位置づけ、従来の対外貿易法・輸出管理法といった貿易関連法令や、反外国制裁法をはじめとする対抗措置の枠組みを統合し、中国におけるサプライチェーン安全保障のための包括的なルールを定めたものである。

同規定の公布後、在中国欧州企業の団体である中国 EU 商会が「規定に曖昧な部分が多く、欧州企業の中国事業の不確実性を高める」とする声明¹を発表したほか、欧米メディアでも相次いで報じられ、国際的に大きな注目を集めている。多くの日本企業にとっても、中国を生産拠点、調達先、販売市場として事業を展開する場合には、本規定の内容と運用の影響を受けうると思われる。本稿では、本規定の概要を説明した上で、実務上発生しうる影響、および日系企業が取り得る対応策について検討する。

1. 本規定の概要

本規定は全 18 条からなり、国務院の複数の関係部門（公安部、外交部、工業情報化部、商務部等）が連携して産業チェーン・サプライチェーンの安全確保のための措置を統括・調整することを原則としている。その主なポイントは以下のとおりである。

(1) 重要領域リスト制度（第 7 条）

国務院の関係部門が、国家安全と経済安全に関わる「重要領域」をリストアップし、必要に応じて随時更新・調整する。このリストが、今後の各種規制措置の適用範囲の基礎となると考えられる。ただし、下記(3)や(4)の義務については、重要領域にリストアップされたものに限定されるわけではないことには注意が必要である。

(2) リスク予防・監視体制の構築、緊急時対応管理制度確立（第 8 条～第 11 条）

重要領域を中心に、国務院の関係部門は、企業間・業界団体間の情報共有を推進するほか、リスクの常時監視と早期警戒制度を確立し、また、重要な物資・技術の備蓄を実施し、リスク発生時の耐性を高めることとしている。さらに、産業チェーン・サプライチェーンの安全に影響する重大な事態が発生し、経済社会の安定や国家安全が脅かされる場合、国務院は緊急徴用、備蓄の投入、生産・輸送・供給の組織的な調整等の緊急措置を講じることができるとされる。

(3) 違法な情報収集活動の禁止（第 13 条）

中国国内において違法な産業チェーン・サプライチェーンの調査等の情報収集活動を実施する場合、法により関係措置を講じる、との規定がおかれ、外国企業や外資系企業による中国での情報収集活動について今後厳しい取り締まりが行われるのではないかと懸念されている。

(4) 外国等による差別的な制限措置への対応・対抗措置（第 14 条～第 16 条）

外国による差別的な産業チェーン・サプライチェーン制限措置や、外国の組織・個人による市場取引原則に反する取引中断行為により、中国の産業チェーン・サプライチェーン

¹ https://www.europeanchamber.com.cn/en/press-releases/3782/statement_on_the_state_council_regulations_on_the_security_of_industrial_and_supply_chains

の安全に実質的な損害を与え、または実質的な損害の脅威をもたらした場合には、国务院の関係部門は産業チェーン・サプライチェーン安全調査や各種対抗措置を実施する権限を有することを定めている。また、対抗措置は、外国の組織または個人が実質的に支配しているまたはその設立・運営に関与している組織にも適用されうる。

上記の産業チェーン・サプライチェーン安全調査については、中国商務部が2026年6月22日に「産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法」を公布し即日施行した。同弁法では、安全調査の対象範囲、損害評価の考慮要素、調査手続および調査結果に基づく対応措置が示されている。

2.日本企業への実務上の影響

本規定の内容からすると、以下の点において日本企業の事業活動に影響を与える可能性が高いと考えられる。

(1) 重要領域リスト制度による影響

現時点（2026年8月現在）において、重要領域の具体的なリストはまだ公表されていない。半導体、新エネルギー車・バッテリー、重要鉱物資源、航空宇宙、バイオ医薬、ハイエンド機械製造など、中国が国家戦略として発展を重視する分野が優先的にリストアップされる可能性があると考えられる。

このように、日本企業が多く進出する自動車、電子部品、機械製造等の分野が重要領域に含まれる可能性があるため、関係する業務に従事する日本企業は特に注意が必要となる。例えば、本規定に基づき重要領域についての産業チェーン・サプライチェーンの情報提供が当局によって求められるまたは推奨される場合に、自社の商業秘密保持に加え、独禁法上のカルテルのリスク、データセキュリティ法等に基づく重要データに関する規制および取引先との契約上の制限等も考慮しながら対応を検討する必要があるであろう。また、求めに従って情報提供することが日本の外為法に抵触しないか、自社および日本の関連産業の競争力に影響しないかなど幅広い観点での検討も重要と考えられる。また、重要領域に関連する日系企業が中国からの撤退や事業縮小を決定した際に、当局から「産業チェーン・サプライチェーン安全を損なう」として撤退を阻止されたり、追加的な審査・手続を求められたりする可能性があるといったことを懸念する向きがある。もっとも、撤退を禁止または制限すること自体が外商投資法等の法令違反となりうるため、商業上の合理的な理由で撤退や事業縮小を行うことに関しては過度に心配する必要はないようにも思われる。いずれにせよ、今後の細則制定や運用に注目し、重要領域における外資系企業の産業チェーン・サプライチェーンの情報共有の規律、撤退・事業変更に対する制限がどうなるか、継続的なモニタリングが不可欠である。

(2) 中国における産業チェーン・サプライチェーン関連情報収集活動の規制

本規定第13条は文言上は「法令等に違反する情報収集」を対象としており、それ自体新たな規制を導入するものではない。しかし、「産業チェーン・サプライチェーンに関する調査」の定義が極めて広範かつ曖昧であることもあいまって、どのような調査が違法と評価されるかの線引きが明確でない点が問題である。日本企業が日常的に実施する、海外法令遵守目的の人権調査、ESG対応のためのサプライチェーン調査、内部統制のための取引

先実態調査等は、いずれも本条の規制の対象となり得る。

本規定の制定前のことではあるが、2023年にはコンサルティング会社キャップビジョンが国家安全法違反で処分を受けたほか、米国の調査会社のミンツグループの北京事務所に捜索が入り、スタッフが拘束された事件が発生している。さらに、公開情報によれば、中国半導体企業の購買担当が、国外のコンサルティング会社から依頼された有料相談で自社のシリコンウエハー調達に関する営業情報を国外に不法提供し、刑法上の「境外のための営業秘密不法提供罪」を構成したとして懲役と罰金の処罰を受けた事件も存在する。これらの事件は、いずれも中国国内での情報収集活動に対する取締活動であり、本規定の施行を機に、こうした取り締まりが一層強化されることも予想される。

(3) 市場取引原則に違反する外国組織・個人への対抗措置

過去にも、中国商務部は「信頼できないエンティティ・リスト」制度に基づき、米国のアパレル企業 PVH をリストに掲載した事例がある²。その際の理由として「正常な市場取引の原則に違反し、中国企業との正常な取引を中断し、中国企業に対し差別的な措置を講じ、中国企業の合法的権益を著しく損なった」ことが挙げられていたが、正当な理由なく、「強制労働」の理由で新疆ウイグル自治区産の綿花等の仕入れを禁止したことが問題とされたと報道されている。今後はこうしたケースが正面から本規定第15条に基づいて処理されることになると見込まれる。

日本企業にとって留意すべきなのは、外国の法令を遵守するためにやむを得ず取引を停止する、あるいは外国法令への違反が問題とされ、または違反ではなくともレピュテーション上の問題が生じうることを理由に、取引を差し控えるといった場合に、中国側から「通常の市場取引原則に違反する」と評価される可能性がある点である。例えば、米国の輸出管理規制への抵触リスクを考慮し、日本企業が中国の顧客企業への製品供給を停止するようなケースが、典型的な事例として想定される。さらに本規定第15条によれば、対抗措置は、外国の組織または個人が実質的に支配しているまたはその設立・運営に関与している組織にも適用されるので、日本本社が制裁措置を受けた場合、中国子会社もその影響を受ける可能性がある。

3. 日系企業が取り得る対応策

(1) 重要領域についての情報提供要請への対応策の策定を検討

重要領域リストはまだ公布されていないので、その動向を注目する必要がある。リストが公表され次第、自社およびグループ会社の事業が重要領域に該当するかどうかを速やかに確認し、該当する場合には事業への影響度を評価するほか、当局から重要領域についての産業チェーン・サプライチェーンの情報提供が要請される場合に備え、対応ガイドライン（情報提供の可否、情報提供の範囲、情報提供にあたって必要となる手続[例えば取引先の同意または取引先への通知の要否]、独禁法上の懸念等に備えるための情報共有先や利用目的等に対する制限、情報受領側としての情報管理等対応策の確定等を含む）の策定を検討すべきと考えられる。

² https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2025/art_3341ae7fdd664c5bbd73261acff226f3.html

(2) 産業チェーン・サプライチェーン調査活動の適法性を点検

本規定第 13 条に関連して、中国国内で実施している、または実施予定の産業チェーン・サプライチェーン関連調査について、中国法令との抵触リスクを事前にレビューし、必要な手当を加えることが必要である。

① 産業チェーン・サプライチェーン調査活動の具体的な留意点

まず、関連する調査が中国法上の涉外調査に該当するかについて確認する必要がある、該当しう場合には涉外調査の関連法令に従い、涉外調査ライセンスのある調査会社を起用して、法令に従い適切な手続を履行したうえで調査を実施する必要がある。調査全般に共通する基本原則として、いずれの調査においても目的と範囲を業務上必要な最小限の内容に限定するべきであり、疑いを受けることを避ける意味でも、過度に広範な調査を行うことは避けるべきである。また、各調査の類型ごとの具体的な留意点は以下のとおりである。

海外法令遵守目的の人権・労働環境調査では、特に調査の目的、実施方法と質問の文言に配慮が必要となる。政治的にセンシティブな表現を極力排除し、中国の労働関係法令に定められた基準の遵守状況を客観的に確認するといった、中国法の観点から許容される可能性が高い内容とすべく質問項目を設計する。新疆ウイグル自治区等の特定地域に関する調査は特にリスクが高いため、実施の必要性を慎重に検討するとともに、実施する場合には法律専門家等による事前レビューを経ることが望ましい。

ESG 対応のためのサプライチェーン調査では、調査範囲を必要な限度の取引先に限定し、適切な限度を超える調査は避けるべきである。また、公開情報や第三者による認証で確認できる事項はそれで代替するようにし、非公開情報の収集は必要最小限に抑えることでリスクを低減する。

内部統制のための取引先実態調査では、調査目的を「財務健全性の確認」「品質管理体制の検証」等の具体的かつ商業的に正当な範囲に明確に限定する。生産拠点への立ち入り調査は事前に相手方の書面同意を取得し、営業秘密に該当する製造プロセスや技術情報、取引単価等の情報の収集は避ける、などが考えられる。

② データの越境移転の適法性

調査で取得したデータの越境移転については、データセキュリティ法および個人情報保護法等の規定に従い、データの分類を行った上で、必要に応じてデータ越境安全評価の実施や標準契約の締結等の法定手続を履行する。

③ 対応マニュアルの整備

万が一当局からの立ち入り調査や聴取が発生した場合の対応マニュアルを整備し、社内の担当者レベルにも必要な情報を周知しておくことも重要である。

(3) 契約面での対応

本規定第 15 条による各国法令の板挟みのリスクを適切に回避するためには、契約面では、契約条項の細やかな工夫が必須となる。従来の多くの契約では、米国や EU の制裁の対象とされたこと等の事由を単純に不可抗力や契約終了事由として規定しているが、このような一方的な条項は本規定その他の反制裁法令と抵触してしまうリスクがある。そのため、制裁発生時の一方的な解除・免責を認めるのではなく、法令衝突が生じた際の通知義

務、双方の誠実な協議プロセス、代替履行の検討義務などを条項に明記し、多国法のコンプライアンスを両立できる仕組みを構築する必要がある。いずれにしても、このような条項においては、中国法やその実務を理解する専門家のレビューを受けることが望ましい。

この上で、米欧の制裁規制と中国の関連法令の板挟みとなり、どうしても契約の履行停止や解除が必要な厳しい状況に直面した場合、単に制裁を理由に履行停止や契約解除を実施することは避け、取引実態に基づき、履行困難性、取引環境等の事情変更、商業的合理性の喪失など、多角的で合理的な事由を整理した上で、その他の合理的な事由をもって履行停止や解除を行いうるかの検討が必要となる。特に、この場合においては、可能な限り相手方と事前に誠実に協議し、適切な補償を行うことで、正常な市場取引原則に違反せず、相手方に実質的な損害を与えないと整理できるようにすることが有効なリスク低減手段となると考えられる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260010>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5181

E-mail：ORG@jetro.go.jp